

新型コロナウイルスに関するご案内（2020年4月23日更新）

新型コロナウイルス感染症によりご契約者が影響（※1）を受けられた場合、ご契約者の皆さまを対象に、「保険料のお支払い」につきまして、一定の猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

本措置の適用をご希望の方は、当社コンタクトセンターにお問い合わせください。

【お問い合わせフォーム】 <https://www.mysurance.co.jp/contact/>

- ※1 ご契約者が新型コロナウイルスに感染したといった直接的な影響だけでなく、感染疑義（感染者との濃厚接触）に伴い自宅待機される場合などにより保険料のお支払い手続きが困難となるような間接的な影響を受けられた場合を含みます。

適用地域	適用開始日	猶予期日
日本全国	2020年3月16日（月）	2020年9月30日（水）（※2）

- ※2 2020年5月31日までとしていた猶予期間を延長しています。

（2020年4月23日更新）